

埼玉県地域包括ケアシステム支援人材バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、高齢者の状態に応じて介護や医療、見守り等のサービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築を推進する。このシステムを実現するためには、支援内容の検討等を行う地域ケア会議の開催が必要である。地域ケア会議では、支援に係る課題解決に向けて、専門的見地からの助言が不可欠であることから、埼玉県地域包括ケアシステム支援人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置し、地域ケア会議を開催する市町村（一部事務組合を含む。）及び地域包括支援センター（以下「市町村等」という。）を支援する。

(対象事業)

第2条 人材バンクに登録された専門職等の派遣対象は、市町村等が開催する地域ケア会議及びこれに付随する事業とする。

(登録)

第3条 県との調整を経て人材バンクに登録する者又は団体（以下「登録者」という。）は、様式1を県に提出するものとする。

2 前項により提出された登録者の情報は、個人の住所及び個人の連絡先を除き、県ホームページ等により広く公開するものとする。

(申込み)

第4条 登録者の派遣を希望する市町村は、あらかじめ登録者に申込みを行う。

2 登録者の派遣を希望する地域包括支援センターは、市町村を通じてあらかじめ登録者に申込みを行う。

(派遣)

第5条 登録者は、前条に規定する申込みに基づき、登録者又は登録者が推薦する者（以下「派遣者」という。）の派遣を行う。

2 前条による申込みを行い派遣者が決定した市町村等は、派遣者に地域ケア会議の日時、場所等を通知する。

3 派遣者は、第2条に基づく用務について、高齢者支援における専門的見地及び知識により助言を行う。

4 県は、登録者が前項の用務を果たすのに相応しくないと認めたときは、登録の取消を行うことができる。

(費用)

第6条 派遣に要する費用は、市町村が負担する。

(報酬)

第7条 市町村は、自ら若しくは管内の地域包括支援センターが派遣を受けた場合は、派遣者に対し報酬を支給する。

第8条 (削除)

(支払)

第9条 第7条の規定に基づく支払は、市町村が定めるところによるものとする。

(秘密の保持等)

第10条 派遣者は、本要綱に基づく派遣に係る一切の業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は当該業務の履行以外の目的に利用してはならない。当該業務が終了した後においても同様とする。

(損害の賠償)

第11条 県は、本要綱に基づく派遣によって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の賠償に係る一切の経費を負担しない。ただし、県の責めに帰すべき理由で生じたものは除く。

(報告)

第12条 市町村は、派遣の日から10日以内にその結果を、様式2により県へ報告する。

(書類の整備等)

第13条 市町村は、当該派遣に係る業務を明らかにした証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該派遣を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(定めのない事項等)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別途協議する。

附 則

この要綱は、平成25年3月27日より施行する。